

第19回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成22年7月13日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者

(1) 委員

浅利祐一（国立大学法人北海道教育大学教育学部釧路校）

天内文夫（釧路市民生委員児童委員協議会）

伊藤利晴（釧路町役場）

井上利秋（日本放送協会釧路放送局）

小笠原寛（釧路弁護士会）

小野信一（釧根社会福祉士会）

金子大作（釧路家庭裁判所）

小林久美（社会福祉法人釧路まりも学園）

齊藤雄彦（釧路地方検察庁）

佐久間邦夫（釧路家庭裁判所）

多田みゆき（釧路市女性団体連絡協議会）

田中義之（北海道税理士会釧路支部）

辻 信幸（釧路公立大学）

(2) ゲストスピーカー

渡部徳史（家事調停委員）

田村裕美（家事調停委員）

(3) 裁判所（説明者）

阿曾直樹（首席家庭裁判所調査官） 村上 信（首席書記官）

宮崎 智（次席家庭裁判所調査官） 宮下 智（訟廷管理官）

中山訓伸（事務局長） 山口 桂（事務局次長）

(4) 庶務

宮木隆壽（総務課長）

卯城賢志（総務課課長補佐）

松村美紀（総務課庶務係長）

4 議題

「利用しやすい家事調停と審判をめざして」

5 議事概要

(1) 金子大作委員長代理あいさつ

(2) 新委員紹介及びあいさつ

新たに委員を委嘱された佐久間邦夫委員（釧路家庭裁判所）が委員長代理から紹介され、あいさつをした。

(3) 委員長の選任

委員の互選により、佐久間邦夫委員が委員長に選任された。

(4) 委員長代理の指名

委員長が、金子大作委員を委員長代理に指名した。

(5) ゲストスピーカー紹介及びあいさつ

渡部徳史家事調停委員及び田村裕美家事調停委員が委員長から紹介され、それぞれあいさつをした。

(6) 家事事件についての説明

阿曾首席家庭裁判所調査官が、家事事件の種類と流れについて説明をした。

(7) 施設見学及び意見交換

家庭裁判所受付、待合室、調停室、科学調査室及び家事審判廷を見学した後、意見交換をした（発言の要旨は別紙の1のとおり）。

(8) 家事調停事件についての概況説明及び意見交換

村上首席書記官が釧路家庭裁判所における家事調停事件について概況説明をした後、意見交換をした（発言の要旨は別紙の2のとおり）。

(9) 次回の議題

「少年の更生について～補導委託を中心として～」

(10) 次回日時

平成23年2月22日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

意見交換における発言の要旨

1 施設について

委員： 待合室の眺めは良いが、壁の色は灰色っぽく、無味乾燥な印象をうける。暗い雰囲気の中、様々な思いを抱えた利用者が黙って待つのは辛いと思う。せめてクラシックなどのBGMを流した方が良い。

また、本や雑誌も置いてあるが、病院等の待合室にある雑誌などと比較すると、内容が堅い。もう少し心が和むような工夫をした方が良いと思う。

ゲスト： 待合室では、待っている方が互いに顔を合わせて気まずい思いをしないように、一方向に椅子を並べている。調停委員としては、個人名を呼ばない形で調停室に案内するなど、プライバシーに配慮している。当事者の緊張を解きほぐすことから始めているが、当事者が非常に緊張しているのを感じるので、楽しい場所ではなくても、待合室が心の静まる場所であれば良いと思う。

委員： 待合室には多数の人数が入ることができるので、知人と会う可能性があり、プライバシーの観点から望ましくない。直接、それぞれの調停室に入ることができたら良いと思う。

ゲスト： これまで、待合室で知人と会ったということで問題となったことはない。また、通常の待合室を使用しないこともある。事案によって、随時、検討しながら、工夫をしているところである。

委員： 当事者間でもめている事案もあると思うが、調停終了後、帰宅する際に双方が鉢合わせするようなことはないのか。

説明者： 双方の希望を聞きながら、裁判所で調整している。事案によっては、一方を先に帰す場合もある。特にDV（親族間暴力）が問題となってい

るような事案においては、職員が1階まで同行するなどして、配慮をしている。

委員： 面接交渉の事件における父と子の試行面接の際、科学調査室を利用した。別室のモニターで面接の様子を見ていたのだが、子がカメラに背を向ける状態で座っていたので、表情が良く分からなかった。そういう目的の部屋ではないのかもしれないが、カメラの設置場所を変えた方が良いと思う。

委員： 子の表情を見るのであれば、マジックミラーを設置する方法もあると思う。

委員： 家庭裁判所の利用者は、プライバシーを気にすると思う。利用者は最初に家庭裁判所の受付を訪れるが、受付から事務室がすべて見えるようなオープンなレイアウトなので、そこで色々な相談をするのは落ち着かないと思う。必ずしもすべて個室で対応する必要はないが、プライバシーに配慮していることを利用者に意識させるようなレイアウトを考えた方が良いと思う。

委員： 以前市役所に勤務していたが、相談スペースがとれなく、市民からクレームが寄せられた経験がある。職務上、相談の内容がシビアなものだったので、顔を合わせないように話をしたり、カウンターにブースをつけたりして、プライバシーに配慮をしていた。

委員： 裁判所の利用しやすさとプライバシーの保持を調和させるのが課題であると思う。建物の構造上、利用しやすいスペースは1階だと思うが、そこに誰でも気軽に入れるようなオープンなスペースを設置すると、知人に会う可能性も高くなる。

2 利用しやすい家事調停と審判をめざして

委員： 家庭内で問題が生じたとき、自分たちだけで解決しないで裁判所に気

軽に電話相談するという趣旨で、家事110番のようなものがあれば良いと思う。調停制度があるということは、知識として知っておいた方が良いと思うので、積極的にPRをした方が良い。

委員： 裁判にはとても時間がかかるイメージがある。一般の人と裁判所の時間の感覚にずれがある。ただ、調停については、例えば夫婦関係調整であれば、申立てから3か月以内に終了するものが多いので、そんなに長くないと思う。

先ほど施設を見学して、単純に立派だと思ったが、仮に当事者として来庁した場合には、全く受ける感覚が違うと思う。利用者の感想や要望をくみ取るために、アンケートを実施してほしい。

委員： アンケートを実施することよりも、利用者が感想等を言える機会を作るために、裁判所の出口に意見箱とメモ用紙を置き、自由に投函してもらえば良いと思う。

委員： 調停や審判に関するパンフレットは、どのような場所に置いてあるのか。普段気軽に行くショッピングセンターのような場所で、パンフレットが簡単に手に入れば良いと思う。

説明者： パンフレットは、関係機関や市町村役場にも送付し、窓口やロビーなどに備え付けていただくようお願いしている。裁判所ウェブサイトにも各種パンフレットや申立書が掲載されており、ダウンロードができるようになっている。

委員： 民生委員としては、相談者に裁判所を利用するよう助言することは少ない。一般的に、市役所、法テラス又は地域の包括支援センターを紹介することが多い。

委員： 自治体、民生委員、社会福祉協議会等の相談機関が、裁判所の手続に関する知識を持ち、相談者に情報を提供したり、事案に応じて裁判所を利用するよう助言をしていけば良い。そのために、家庭裁判所におい

て、相談員を対象とした研修会等を実施していただきたい。

ゲスト： 問題を解決するための選択肢の1つとして、市民のみなさんに調停手続を浸透させたいと思っている。調停は様々なトラブルに柔軟に対応できる手続である。調停協会では、年に2回相談会をしており、パンフレットをショッピングセンターに置かせてもらったりしている。

委員： 裁判所での相談が身の上相談ではなく、手続案内であるということを、相談者に対して言わない方が良い。それが裁判所を利用しやすくするための一歩だと思う。

委員： 裁判所の利用者や調停の申立てが増えることが必ずしも良いとは思わない。裁判所の窓口にどんどん人が来るのは、健全な社会のあり方ではない。調停制度があることをみんなが知っており、調停を利用する前段階で、民生委員や市役所等で解決できるものは解決していくのが理想である。何でも裁判所を利用するのではなく、手段として裁判所の手続があるということを知っていれば良い。裁判所が舵取りをしながらうまくやっていってほしいと思う。

以 上